

手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策

	事業内容	平成30年～令和5年度までの目標	令和3年度の計画	令和3年度の実績	課題・評価	令和4年度の実施内容
2-(1)ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う。	(1)広報みき掲載	毎年、定期的に広報みきに掲載する	9月の手話言語の国際デーに合わせて、特集記事を掲載する	・条例についての令和4年度の特集記事掲載提案したが採用ならず ・イベントや講座情報を広報に掲載	条例について知っている市民が少ない	・来年度に向けて特集記事の掲載依頼を行う ・5月8日(日)手話まつり開催。周知を図った ・9月22日(木)～25日(日)に市役所正面玄関前オブジェにてブルーライトアップを実施予定 ・イベントや講座情報などを広報に掲載 ・来年度の手話まつりの内容を地元の団体と相談する
	(2)手話動画の配信 ユニバーサル動画作成事業	・動画の数を増やし、内容についても市民の意見を取り入れる	・どのような内容にするのかも含め、ボランティアサークルと協力し、動画を作成、配信する。 ・年間10本を毎年作成する ・意見の収集を随時行う(視聴回数のチェック)	YouTubeの三木市公式チャンネルに手話動画『しゅわちゃんねる』を10本配信	・まだまだ動画の数が少ない(現在10本) ・視聴回数が少ない	・毎年10本配信。まず関連課から周知し連携していく。 例)ごみの分別→環境課、防災→危機管理課等 ・たくさん視聴してもらえるように広報で周知する
	(3)手話啓発に関するポスターを募集	継続的にポスターを募集する	手話言語条例啓発ポスターの応募を啓発講座や夏休みのサマースクール等で呼びかける	市内の小・中・特別支援学校でポスターを募集(資料3)	・審査の方法・表彰の方法を検討(昨年度の募集は19名、コロナ禍の為表彰式は中止)	・審査、表彰について検討する ・学校への啓発講座やサマースクールなどで呼びかける ・募集したポスターを障害者週間の時に市役所入り口にて掲示する。
2-(1)イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会等を開催し、手話に対する認知度を高める	(4)絵本の読みかた実施者を支援・育成	・読みかた者が何冊かの絵本を担当できる ・読みかたりの機会を増やす	・絵本読みかた者育成のための研修を実施する ・3か月に1回、よみかたりができるよう、行事の開催を調整する	・月1回図書館担当者との会議を実施 ・令和4年度より年4回読みかた実施出来るように図書館側と協議	読みかたりの数が少なく、同じような内容になっている	・読みかた者育成のための研修を実施する(現在検討中) ・読みかたりの呼び掛けを広報にて行う。(図書館主催)
	(5)市民向け手話啓発講座の実施	・受講者を増やす ・奉仕員養成講座につながるようにする	・参加しやすい曜日に実施する(令和3年度は土曜日開催予定) ・高齢者大学や関西国際大学の学生にPRを行う	・コロナ禍の為啓発講座中止 ・関西国際大学(三木キャンパス)に訪問し声を掛けた	受講者が減ってきている 昨年度はコロナ禍で中止	・広報、公民館にチラシを置く以外に周知する方法を考える ・関西国際大学に働きかけ学生の受講者が増えるよう案内する

市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

	事業内容	平成30年～令和5年度までの目標	令和3年度の計画	令和3年度の実績	課題・評価	令和4年度の取り組み内容
2-(2)ア 市の行事等に積極的に手話通訳者等を派遣する	(6)市が主催する行事等に手話通訳者を派遣	手話通訳者を5人増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者養成講座の受講を促進する</li> <li>・全国統一試験に向けての対策講座を増やし、受験を勧める</li> <li>・次年度対象者の方にも受けられる機会を作る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者または聴覚障がい者と意思疎通を図る必要がある人に対して手話通訳者を派遣</li> <li>・今年度新たに通訳者2名登録 15名→17名</li> </ul>	手話通訳者が減少している 通訳者養成に年数がかかる(資料4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者養成講座の受講を促進する</li> <li>・全国統一試験に向けての対策講座を増やし、受験を勧める</li> <li>・次年度受験対象の方にも対策講座を受けられる機会を作る</li> </ul>
2-(2)イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する	(7)遠隔手話通訳サービス	聴覚障がい者が利用しやすくなっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔手話通訳サービスの利用方法などについて学習会を開催する</li> <li>・北播磨医療センターと連携出来るように働きかける</li> </ul>	現在遠隔手話通訳サービスの利用なし。 北播磨総合医療センターは独自で面会などにZOOMを使用。	利用方法など具体的な内容の周知が進んでいない。この2年利用がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔手話サービスの利用方法などについて学習会等を開催する</li> <li>情報センターとのテストの際ろう者と一緒に行く。7月14日(木)テスト済み</li> </ul>
	(8)消防署員向け手話研修会を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急、消防の現場に通訳者が到着するまでの間に必要な手話を身につける</li> <li>3年ごとで内容を変更</li> <li>消防署専用動画作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新採用職員と現任研修とを分けるなど研修内容を検討する</li> <li>・研修内容に、実際の現場と同じ3人1組で実践形式の模擬を入れる</li> <li>・NET119や搬送の際に使用される言葉の手話表現を動画で作成し、休憩時間に見れるようにする(消防用動画作成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新採用と現任を分けて行うのは、業務上難しいとの事で従来通り実施(計4回実施)</li> <li>・動画作成に向けて消防署と内容を話し合う</li> </ul>	もっと実践で使える手話を知りたいと要望有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度より消防署員と協力し、必要な手話単語・動きなどをDVDで作成中。日々の学習に使用してもらう。</li> <li>・実践を中心に研修会を行う。</li> </ul>
	(9)市職員向けに啓発講座等を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入庁2年目の職員対象に手話研修を毎年行う</li> <li>・職員が自発的に手話や聴覚障害について学べる機会を設ける</li> </ul>	総務課と職員研修について検討する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入庁2年目の職員を対象に手話研修を実施(昨年度コロナの為実施できず)</li> <li>・庁内掲示板による啓発ミニ講座を実施できず</li> </ul>	コロナ禍の為研修が中止し、市職員の中に窓口対応の際の聴覚障がい者への対応方法を知らない職員が増えている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課と職員研修について今年度は2年目・3年目対象で日程を現在調整中。</li> <li>・庁内掲示板による啓発ミニ講座は内容を検討中</li> </ul>

事業内容	平成30年～令和5年度までの目標	令和3年度の計画	令和3年度の実績	課題・評価	令和4年度取組内容	
2-(2)ウ 小学校、中学校、特別支援学校において、子どもたちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する	(10)小学校・中学校・特別支援学校の児童及び生徒に対し手話学習を実施	市内全ての小学校、中学校、特別支援学校の児童及び生徒に対し手話啓発講座を実施する。 ・コロナ対策を考慮した内容も提示できるようにする	・未実施の中学校を訪問し説明する ・小、中、高それぞれにあった内容、コロナ対策を考慮したカリキュラムを検討する	・事業開始から1校を除く市内の全小中特別支援学校で手話啓発講座を実施 (未実施の1校は今年度実施の呼び掛けをしたが実施なし) ・コロナのため、令和3年度は実施が減少した(令和3年9校)	・未実施の中学校1校で実施できていない。 ・小学校、中学校それぞれのカリキュラムの再検討が必要	・年度初めに未実施の中学校に説明する(現在未実施の学校より検討中との返事あり) ・小、中それぞれに合った内容、コロナ対策を考慮したカリキュラムを検討し、作成済み、今年度実施中。 年度末に検討
	(11)小学校・中学校・特別支援学校の教職員に対し研修会を実施	教職員が手話言語条例を理解し教育現場で条例が活かされるようにする	啓発講座の内容の説明や実施のお願いが中心だったが、講座自体は定着しつつあるので、教職員研修として手話言語条例に重きを置いた内容にシフトチェンジしていく	・教職員向けの研修は都合つかず中止	定着している学校と定着していない学校の差が激しい	・年度初めに校舎長会にて案内を行う ・実際教職員に体験してもらう機会を作ることで必要性を感じてもらおう 7月28日(木)実施
	(12)市内の高校の生徒に対し手話学習を実施	市内全部の高等学校において手話啓発講座を実施する (三木高校は独自で毎年実施している為省く)	高校生向け啓発カリキュラムを検討する	・高等学校の手話啓発講座を実施出来ず	・高校生向けのカリキュラムの再検討が必要 ・ろう講師の人数不足	・高校生向け啓発カリキュラムを今後検討する ・今年度講師養成講座を開き、新たにろう講師5名が加入し、計12名となった ・高校1校より依頼あり、今後調整を行う
2-(2)エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所等が行う手話講習会等の開催を推進し、支援する	(13)事業所に対し手話講習会実施の支援	・新規の事業所での手話啓発講座の実施 ・市内病院での手話研修の実施を支援	・現在コロナ禍の為、病院等での開催が難しいため、病院受付の方対象の講座を開催し参加者を募る ・遠隔手話通訳サービスの紹介も行う ・ケアマネ研修会に啓発講座を打診	・聴覚障がい者が勤める事業所に対し1事業所実施	事業所での実施数が少ない	事業所への声掛けを行う。 (遠隔手話通訳の紹介も行う。) 1事業所より依頼あり、現在日程調整中
	(14)事業所に対し手話の理解が深まるようなリーフレットを配布	それぞれの職種に対応したリーフレットの作成。(医療関係・商業施設)	それぞれの職種に必要な情報のリサーチを行う。	・リーフレットの作成出来ず	それぞれの職種に必要な内容にするにはいくつかパターンが必要	それぞれの職種に必要な情報のリサーチを行う。

手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

	事業内容	平成30年～令和5年度までの目標	令和3年度の計画	令和3年度の実績	課題・評価	令和4年度の取り組み内容
2-(3)ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する	(15)設置手話通訳者の配置	手話通訳者(士)の正規職員採用をめざす	・他市の雇用状況を調べ、正規職員にむけて検討する	会計年度任用職員(常勤)1名 会計年度任用職員3名(交替) 常時2名配置 8:30～17:00	手話施策の推進により、意思疎通支援者の派遣や啓発講座が増え、設置手話通訳者の業務負担が増えている	・他市の雇用状況を調べ、正規職員化にむけて検討する
	(16)手話奉仕員養成講座の開催	・申込者・受講者の人数を増やす ・講師を養成する	・申込者が増えるよう周知方法を検討する ・講師養成講座の参加費に補助を出す	・手話奉仕員養成講座開催 毎週木曜日午前中開催 ・広報、各公民館にて周知 ・講師養成講座開催なし	・申込者・受講者が減っている 平日は仕事をされている方は参加しづらい ・ろう講師の数が足りない	・申込者が増えるよう今年度は5月14日(土)～毎週土曜日に実施(受講生14名)
	(17)手話通訳者養成講座の開催	・受講者のレベルをあげ、受講者数を増やす	・北播磨地域で協力して受講者を増やし統一試験合格者を増やす ・ステップアップ講座などを開催する ・三木でレッツトライ講座を引き続き実施する	・北播磨手話通訳者養成講座(通訳Ⅰ・通訳Ⅲ・ステップアップ講座)実施 ・レッツトライ講座はコロナ禍の為中止 ・北播磨手話通訳者現任研修、三木市登録手話通訳者現任研修実施 ・三木市登録要約筆記者との合同研修はコロナ禍の為中止	・受講者のレベルがそろっていない為講師が指導しづらい ・受講できる人が少ない	・今年度北播磨手話通訳者養成講座(ステップアップ講座・通訳Ⅱ)実施中(ステップアップは三木より参加者なし・通訳Ⅱは2名) ・レッツトライ講座を開催予定(日程未定)
	(18)要約筆記者養成講座の開催	・申込者を増やす	・北播磨地域で協力して受講者を増やす ・要約筆記についてさらに周知する ・広報で要約筆記の紹介記事を掲載(予定) ・市独自でリーフレットを作成し、配布する	・北播磨地域でパソコン要約筆記養成講座を実施(令和3年度5月より開催) ・北播磨要約筆記者現任研修、三木市登録要約筆記者現任研修実施	・申込者が少ない(令和3年度は4名参加) ・養成講座を受けた後の受け皿がない	・今年度は土曜日開催。14名参加。来年度は啓発・統一試験対策講座を開くのか養成講座を開くのか現在北播にて検討中

手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

	事業内容	平成30年～令和5年度までの目標	令和3年度の計画	令和3年度の実績	課題・評価	令和4年度の取り組み内容
2-(3)イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成する	(19)啓発講座等の指導者養成	・講師の人数を増やす	・講師養成講座の受講者を増やす ・ろう講師を他地域からも登録してもらう(まずは北播から声を掛ける) ・年1回2コマで実施予定	・啓発講座等の指導者養成はコロナ禍の為に中止	・講師の数が足りない 特にろう講師が足りない ・主講師は事前に学校訪問したり進行内容を作成したり負担が大きい	・講師養成講座の受講者を増やす ・ろう講師を増やす為、北播に声を掛け今年度6月26日(日)に講師養成講座を実施 新たに5名登録
	(20)啓発講座等の指導者研修	・現任研修や意見交換会を定期的に行う	アンケートの結果や報告書の内容が反映されるように連絡会などを実施する	・啓発講座等の指導者研修を1回実施 ・意見交換会はコロナ禍の為に中止	・講座の内容にばらつきが出ないよう配慮が必要	・現任研修を2回実施予定 そのうち1回は講義、1回は講師の報告書や生徒のアンケートを参考に今後へつなげるため意見交換会を行う(調整中)

	事業内容	平成30年～令和5年度までの目標	令和3年度の計画	令和3年度の実績	課題・評価	令和4年度の取り組み内容
手話言語条例第3条	(21)聴覚障がい者の社会参加を支援	社会生活に必要な情報を得る機会をつくる	・聴覚障がい者の希望する内容を聞き取り、学習会等の開催を検討する ・電話リレーサービス、NET119、遠隔手話通訳サービス等の学習会を検討する	・勉強会を考え開催を検討するが、コロナ禍の為に開催出来ず ・来庁時に情報提供を行う(来庁件数312件)	・聴覚障がい者が情報を得る機会が少ない ・来庁時に多くの情報提供を行うよう配慮した	・聴覚障がい者の希望する内容を聞き取り、学習会等の開催を検討する ・NET119の勉強会を開催予定(現在日程調整中) ・来庁時に必要な情報を伝える(R4年度6月末時点95件)